

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 2 日（金）第3395号の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

○保安林の指定予定の通知	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定の解除予定	（森づくり推進課取扱い）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定	（森づくり推進課取扱い）	2
○漁船保険付保義務発生	（水産振興課取扱い）	3
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	（水産振興課取扱い）	3
○収去飼料の試験結果の公表	（畜産課取扱い）	3
○土地改良区の役員の退任の届出（2件）	（農地整備課取扱い）	4
○県営土地改良事業の換地計画の決定	（農地整備課取扱い）	4
○公共測量の終了	（監理課取扱い）	4
○道路の区域の変更（9件）	（道路維持課取扱い）	4
○道路の供用の開始（7件）	（道路維持課取扱い）	6
○都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧	（都市計画課取扱い）	9
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	（都市計画課取扱い）	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止	（熊毛支庁取扱い）	10

## 公 告

○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告	（商工政策課取扱い）	10
○平成30年度技能検定（前期）実施公告	（雇用労政課取扱い）	11
○平成30年度技能検定（随時）実施公告	（雇用労政課取扱い）	13
○落札者等の公告（2件）	（管財課取扱い）	15
○一般競争入札公告（9件）	（総務課取扱い）	15
	（県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い）	17
	（県立大島病院取扱い）	21
	（県立始良病院取扱い）	27
	（県立薩南病院取扱い）	29
	（県立北薩病院取扱い）	31

## 人 事 委 員 会 規 則

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（※）	（総務課取扱い）	33
○鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則（※）	（総務課取扱い）	34

## 人 事 委 員 会 公 告

○鹿児島県職員採用試験公告	（総務課取扱い）	35
---------------	----------	----

## 告 示

## 鹿児島県告示第182号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林

として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
伊佐市大口山野字内村3137番，3138番3
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第183号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所  
大島郡知名町大字下城字石増132番3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び知名町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第184号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により，次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所  
霧島市横川町下ノ字大迫771番2，772番1，773番1，773番2，字奴留木774番1から774番3まで，775番，776番6，776番7，776番9
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については，主伐は，択伐による。  
字大迫771番2，772番1，字奴留木776番6，776番7  
イ その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第185号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、鹿屋加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成30年 3 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第186号**

奄美市笠利町大字里390番地4 濱崎房生及び奄美市笠利町大字笠利3315番地1 濱崎文和からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年 3 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 奄美市笠利町区域（奄美市笠利町の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業

**鹿児島県告示第187号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成29年11月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成30年 3 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
志布志飼料（株） 志布志工場 1340001015004 （志布志市）	同左	フィード・ワンブライトSE15	平成 29.11	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		フィード・ワンうんまか子豚Y	29.11	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		まるは印配合飼料ハイマミー	29.11	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		フィード・ワン緑タネトンG	29.11	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
枕崎水産加工業協同組合化成工場 4340005005873 （枕崎市）	同左	魚粕	29.11	栄養成分等－粗たん白質、粗灰分	無
山川水産加工業	同左	フィッシュソリュ	29.11	栄養成分等－粗たん白質、粗灰分	無

協同組合 フィッシュミ- ル工場 9340005004078 (指宿市)		ブル吸着魚粕			
--	--	--------	--	--	--

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

#### 鹿児島県告示第188号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南薩土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

退任した役員の氏名及び住所  
理事 神園 征 枕崎市千代田町74番地

#### 鹿児島県告示第189号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、曾於南部土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

退任した役員の氏名及び住所  
理事 本田 修一 志布志市有明町伊崎田797番地

#### 鹿児島県告示第190号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備大隅地区鳩ヶ山2換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年3月5日から同年4月2日まで
- 3 縦覧場所  
曾於市役所耕地課  
曾於市大隅支所産業振興課

#### 鹿児島県告示第191号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島市長から平成29年7月14日鹿児島県告示第815号で告示した公共測量の実施は、平成30年2月14日終了した旨の通知があった。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	桜島港黒神線	鹿児島市黒神町2586番5地先から2584番2地先まで	前	5.0～26.0	980.0
			前	11.3～51.0	953.6
			後	5.0～26.0	980.0
			後	11.3～51.0	953.6

#### 鹿児島県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	石垣加世田線	南九州市穎娃町別府字土橋口5351番5地先から5387番3地先まで	前	7.4～12.2	311.5
			後	12.9～19.3	300.4

#### 鹿児島県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	小山田谷山線	鹿児島市山田町字八反田1665番4地先から1666番1地先まで	前	24.0～24.0	18.1
			後	23.1～24.0	18.1

#### 鹿児島県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	-----	-------	--------	-----------------	-----------------

県道	志布志福山線	志布志市有明町伊崎田字下	前	8.5～49.9	4,780.0
		原8103番5地先から同市有	前	21.4～258.3	5,102.5
		明町伊崎田字坂ノ下5465番	後	8.5～49.9	4,780.0
		2地先まで	後	21.4～258.3	5,305.7

## 鹿児島県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	志布志福山線	志布志市有明町伊崎田字下原8103番5地先から同市有明町伊崎田字坂ノ下5465番2地先まで	平成30年3月4日

## 鹿児島県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志布志福山線	志布志市有明町伊崎田字字尾5602番4地先から同市有明町伊崎田字萩ノ迫5589番6地先まで	前	11.4～23.1	373.6
			後	11.6～30.4	373.6

## 鹿児島県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	志布志福山線	志布志市有明町伊崎田字字尾5602番4地先から同市有明町伊崎田字萩ノ迫5589番6地先まで	平成30年3月2日

## 鹿児島県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課に

において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志布志福山線	志布志市志布志町志布志字小堀481番1地先から同市志布志町志布志字大迫大道1000番3地先まで	前	9.6～12.7	331.0
			後	12.0～16.0	331.0

#### 鹿児島県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	志布志福山線	志布志市志布志町志布志字小堀481番1地先から同市志布志町志布志字大迫大道1000番3地先まで	平成30年3月2日

#### 鹿児島県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	打木谷白沢津線	枕崎市あけぼの町71番1地先から64番地先まで	前	10.6～15.1	82.5
			後	10.8～16.2	82.5

#### 鹿児島県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	打木谷白沢津線	枕崎市あけぼの町71番1地先から64番地先まで	平成30年3月2日

## 鹿児島県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	大川原小村線	曾於市財部町北俣字軽石6076番地先から6078番3地先まで	前	5.8～7.9	35.4
			後	7.8～11.8	35.4
		曾於市財部町北俣字下ナラ谷6107番4地先から6109番5地先まで	前	6.0～7.0	30.7
			後	5.8～11.1	30.7
		曾於市財部町北俣字上ナラ谷6181番20地先から6181番31地先まで	前	6.7～9.4	45.7
			後	6.7～13.2	45.7

## 鹿児島県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	鹿児島県知事 三反園訓	
			供用開始の期日	
県道	大川原小村線	曾於市財部町北俣字軽石6076番地先から6078番3地先まで	平成30年 3月2日	
		曾於市財部町北俣字下ナラ谷6107番4地先から6109番5地先まで		
		曾於市財部町北俣字上ナラ谷6181番20地先から6181番31地先まで		

## 鹿児島県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	宮ヶ原大崎線	志布志市有明町野神字中持留4412番1地先から4362番地先まで	前	7.0～15.0	80.0
			後	5.8～23.2	80.0



## 鹿児島県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	宮ヶ原大崎線	志布志市有明町野神字中持留4412番1地先から4362番地先まで	平成30年3月2日

## 鹿児島県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	石垣喜入線	南九州市穎娃町上別府字松元5026番13地先から同市穎娃町上別府字下谷崎4958番1地先まで	平成30年3月2日

## 鹿児島県告示第208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により曾於市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 末吉都市計画下水道
  - (2) 名称 曾於市公共下水道
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

## 鹿児島県告示第209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称  
南さつま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 加世田都市計画下水道事業
  - (2) 名称 南さつま市公共下水道
- 3 事業施行期間（変更なし）  
平成28年11月18日から平成35年3月31日まで

## 4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

## 熊毛支庁告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成30年 3 月 2 日

熊毛支庁長 大田浩一

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
わかさ園ホームヘルプサービスステーション	西之表市西之表16347番地	社会福祉法人ふよう会	西之表市西之表16347番地	大山 順子	平成30年3月1日	居宅介護

## 公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので，当該意見を平成30年3月2日から1月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年 3 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアル鹿屋笠之原店  
鹿屋市笠之原1950-1 外15筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による新設に関する届出  
平成29年 9 月15日
- 3 意見の概要
  - (1) 駐車需要の充足その他による周辺住民及び商業等の利便確保のために配慮すべき事項
    - ア 駐車需要の充足等交通に係る事項
      - (ア) 北側駐車場の一部に農道が存在するので，都市計画法第32条協議に基づき看板等の設置を行うこと。
      - (イ) 東側駐車場に駐車した来客者は，市道笠之原旭原南北線を横断することとなるため，安全確保に努めること。
      - (ウ) バイパス側へ出庫する際は，旭原町交差点方面への出庫しかできない旨の案内表示等を行うこと。
    - イ 歩行者の利便確保
      - (ア) 市道笠之原旭原南北線の交通量増加が予想されることから，店舗付近の歩行者安全対策を講じること。
      - (イ) 周辺には，笠野原小学校，鹿屋東中学校があるため，児童・生徒の通行について，特段の配慮をすること。
    - ウ 廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮  
廃棄物の減量やリサイクルに努めること。
    - エ 防災，防犯対策への協力

- 雨水排水対策に留意すること。
- (2) 騒音の発生その他による周辺地域の環境悪化防止のために配慮すべき事項
- ア 騒音の発生に係る事項
- (ア) 騒音規制法及び振動規制法並びに鹿屋市環境保全条例に基づく特定施設又は指定施設に該当する場合は、届け出ること。
- (イ) 店舗及び付属施設の建設時、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業に該当する場合は、届け出ること。
- (ウ) 資材の運搬、建設作業等に係る騒音及び振動については周辺住民の理解を得ること。
- イ 廃棄物に係る事項
- (ア) 確実にリサイクルが行われるように、処理先まで把握すること。
- (イ) 産業廃棄物は産業廃棄物処理業者へ、一般廃棄物は鹿屋市内の一般廃棄物処理業者へ処理を委託すること。
- ウ 町並みづくり等への配慮
- 屋外照明や広告等照明により、光害が生ずることの無いよう配慮すること。
- (3) その他
- ア 鹿屋市は、鹿児島県屋外広告物条例の適用を受けるため、自己の土地又は自己の土地以外の広告物については申請が必要な場合があり、広告物掲示の際は鹿屋市都市政策課へ相談すること。
- イ 建設予定地は埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、埋蔵文化財が工事途中で出土した際は、現状を変更することなく速やかに鹿屋市教育委員会文化財センターへ届け出ること。
- ウ 店舗建設の際も含め、周辺住民からの苦情等については、誠意をもって対応すること。

## 平成30年度技能検定（前期）実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成30年度技能検定（前期）を次のとおり実施する。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 技能検定の等級別実施職種

## (1) 1級及び2級

造園、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、建築板金（内外装板金及びダクト板金に係るものに限る。）、工場板金（打出し板金に係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事及びアクリルゴム系塗膜防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、表装（壁装に係るものに限る。）、塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及びフラワー装飾

## (2) 3級

園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、工場板金（打出し板金に係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、塗装（金属塗装に係るものに限る。）、舞台機構調整及びフラワー装飾

## (3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事に係るものに限る。)

なお、(1)から(3)までに掲げる実施職種以外の職種についても、実技試験及び学科試験の両

方の免除を受ける資格がある者に対しては、技能検定を実施する。

## 2 技能検定の方法

等級別の職種ごとに実技試験及び学科試験によって行う。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける資格がある者については、当該試験は免除する。

## 3 技能検定の実施期日

### (1) 実技試験

平成30年6月5日（火）から同年9月9日（日）までの間において鹿児島県職業能力開発協会が指定する日

### (2) 学科試験

等級及び検定職種ごとに次の表に定める日

等 級 及 び 検 定 職 種	実 施 期 日
(3級) 園芸装飾 造園 機械加工 工場板金 機械検査 電子機器 組立て 建築大工 とび 左官 塗装 舞台機構調整 フラ ワー装飾	平成30年7月15日（日）
(1級及び2級) 造園 とび 防水施工 塗装	平成30年8月19日（日）
(1級及び2級) 機械加工 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 広 告美術仕上げ	平成30年8月26日（日）
(1級及び2級) 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 電 気機器組立て タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装 飾	平成30年9月2日（日）
(単一等級) 路面標示施工	平成30年9月2日（日）

## 4 技能検定の実施場所

鹿児島県職業能力開発協会が指定する場所

## 5 技能検定試験の手数料

(1) 学科試験 3,100円（学科試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。）

(2) 実技試験 17,900円（3級の実技試験を受験する者で受検資格に必要な訓練又は学科を現に修めているもの（認定職業訓練施設の訓練生で就職している者及び短期課程の訓練生を除く。以下「3級受験在校生」という。）にあつては、11,900円）（実技試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。）

ただし、次に掲げる者にあつては、手数料減額（免除）申請書を提出することにより、手数料の減額を受けることができる。なお、減額後の手数料は、それぞれ次に掲げる金額とする。

ア 2級又は3級の実技試験を受験する者（イに掲げる者を除く。）であつて、平成30年4月1日現在において35歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。イにおいて同じ。）  
8,900円

イ 3級受験在校生であつて、平成30年4月1日現在において35歳未満のもの 2,900円

## 6 受検手続

### (1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書

イ 年齢を確認できる書面の写し

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、免除を受けることができる者であることを証する書面

エ 技能検定試験の手数料（現金又は郵便振替で納付すること。なお、納付された手数料は返還しない。）

オ 技能検定試験の手数料の減額を受けようとする者にあつては、手数料減額（免除）申請書

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県職業能力開発協会（鹿児島市錦江町9番14号 郵便番号 892-0836）

7 提出書類等の受付期間

平成30年4月4日（水）から同月17日（火）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成30年4月17日の消印のあるものまで受け付ける。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の受検番号を3級は平成30年8月31日（金）に、1級、2級及び単一等級は同年9月28日（金）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、3級は平成30年8月31日（金）に、1級、2級及び単一等級は同年9月28日（金）に合格通知を発送する。また、実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鹿児島県職業能力開発協会が、3級は平成30年8月31日（金）に、1級、2級及び単一等級は同年9月28日（金）に、当該試験に係る合格通知を発送する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

1級又は単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級又は3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書をそれぞれ交付する。

また、このほか、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

9 その他

(1) 受検申請書用紙及び受検案内の請求は、鹿児島県職業能力開発協会に対して行うこと。

(2) 技能検定についての照会は、鹿児島県職業能力開発協会（電話 099-226-3240）又は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577 電話 099-286-3019）に対して行うこと。

(3) 受検申請書用紙及び受検案内を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の郵便切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封すること。

(4) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によることとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(5) 受検者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（実技試験及び学科試験の得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

.....

平成30年度技能検定（随時）実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成30年度技能検定（随時）を次のとおり実施する。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 技能検定の等級別実施職種

3級及び基礎級

機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、建築板金（内外装板金及びダクト板金に係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、パン製造、ハム

- ・ソーセージ・ベーコン製造，建築大工，かわらぶき，とび，左官，タイル張り，配管（建築配管に係るものに限る。），型枠施工，鉄筋施工，コンクリート圧送施工，防水施工，内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事，鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。），熱絶縁施工，表装，塗装（建築塗装，金属塗装及び鋼橋塗装に係るものに限る。）及び工業包装
- 2 技能検定の方法  
等級別の職種ごとに実技試験及び学科試験によって行う。ただし，実技試験又は学科試験の免除を受ける資格がある者については，当該試験は免除する。
  - 3 技能検定の実施期日  
鹿児島県職業能力開発協会が指定する日
  - 4 技能検定の実施場所  
鹿児島県職業能力開発協会が指定する場所
  - 5 技能検定試験の手数料
    - (1) 学科試験 3,100円（学科試験の免除を受けようとする者にあつては，納付を要しない。）
    - (2) 実技試験 17,900円（実技試験の免除を受けようとする者にあつては，納付を要しない。）
  - 6 受検手続
    - (1) 提出書類等
      - ア 技能検定受検申請書
      - イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては，免除を受けることができる者であることを証する書面
      - ウ 技能検定試験の手数料（現金又は郵便振替で納付すること。なお，納付された手数料は返還しない。）
    - (2) 提出書類等の提出先  
鹿児島県職業能力開発協会（鹿児島市錦江町9番14号 郵便番号 892-0836）
  - 7 提出書類等の受付期間  
原則として，技能検定の実施期日の30日前までの日（土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成30年12月29日（土）から平成31年1月3日（木）までの日を除く。）とし，受付時間は，それぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
  - 8 合格者の発表等
    - (1) 合格者の発表  
実技試験又は学科試験の合否の結果は，鹿児島県職業能力開発協会が受検者に対して書面で通知する。
    - (2) 技能検定合格証書等の交付  
技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。  
また，このほか，3級の技能検定の合格者には技能士章が交付される。
  - 9 その他
    - (1) 随時実施の3級又は基礎級の技能検定については，外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用されるものである。
    - (2) 受検申請書用紙及び受検案内の請求は，鹿児島県職業能力開発協会に対して行うこと。
    - (3) 技能検定についての照会は，鹿児島県職業能力開発協会（電話 099-226-3240）又は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577 電話 099-286-3019）に対して行うこと。
    - (4) 受検申請書用紙及び受検案内を送付の方法により請求する場合は，宛先及び郵便番号を明記し，140円分の郵便切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封すること。
    - (5) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は，必ず書留郵便によることとし，封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
    - (6) 受検者のうち希望する者には，鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67

号) 第23条の規定により試験結果（実技試験及び学科試験の得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県庁舎で使用する電気  
年間予想使用電力量 13,270,687キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目6番16号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 160,970,883円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成29年12月19日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
かごしま県民交流センターで使用する電気  
年間予想使用電力量 2,874,026キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目6番16号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 37,360,818円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成29年12月19日

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次

のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年3月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
建築物の清掃サービス（鹿児島県議会庁舎の清掃業務） 一式
- (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 履行場所  
鹿児島県議会庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本県内に本社を有する者であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後2年を経過している者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (7) 業務開始時において、所要の責任者及び清掃作業従事者の確保並びに機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 平成30年3月22日午後4時30分  
イ 場所 鹿児島県庁（議会庁舎3階）第4会議室  
鹿児島市鴨池新町10番1号

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

- (㍑) 交付場所 鹿児島県議会事務局総務課総務係  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
(㍑) 交付期限 平成30年3月12日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金



見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金  
免除する。

#### 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

#### 8 最低制限価格 設定する。

#### 9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県議会事務局総務課総務係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-5013

#### 11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成30年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、平成30年4月1日に確定する。

.....

#### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年3月2日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
建築物の清掃サービス（県民健康プラザ鹿屋医療センター（第1区）の清掃業務）
  - (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで
  - (4) 履行場所  
県民健康プラザ鹿屋医療センター（第1区）
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条第1号、第5号、第6号及び第7号に該当しない者であること。
  - (3) 本県内に本社を有するものであること。
  - (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
  - (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
  - (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
  - (7) 1の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を5人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を3人以上配置することが可能であると認められる者であること。
  - (8) 1の(1)の清掃業務に従事する責任者として、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定によるビルクリーニング技能士である者であって、清掃業務の責任者として2年以上の経験を有する者を1人以上配置することが可能であると認められる者であること。
  - (9) 1の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成30年 3 月26日午前10時  
イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂
  - (3) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
（ア）交付場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課  
（イ）交付期限 平成30年 3 月15日午後5時
- 4 契約条項を示す場所及び期限  
3の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説

明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金  
免除する。

## 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札  
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札  
(4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札  
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札  
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
(7) 送付，電報又は電送の方法による入札  
(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札  
(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

## 8 最低制限価格

設定する。

## 9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課  
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013  
電話番号 0994-42-5101  
ファックス番号 0994-44-3944

## 11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成30年度予算が成立しないときは実施しない。  
(2) この入札に係る契約は、平成30年4月1日に確定する。

.....

### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年3月2日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
建築物の清掃サービス（県民健康プラザ鹿屋医療センター（第2区）の清掃業務）
  - (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで
  - (4) 履行場所  
県民健康プラザ鹿屋医療センター（第2区）
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条第1号、第5号、第6号及び第7号に該当しない者であること。
  - (3) 本県内に本社を有するものであること。
  - (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
  - (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
  - (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
  - (7) 1の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を5人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を3人以上配置することが可能であると認められる者であること。
  - (8) 1の(1)の清掃業務に従事する責任者として、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定によるビルクリーニング技能士である者であって、清掃業務の責任者として2年以上の経験を有する者を1人以上配置することが可能であると認められる者であること。
  - (9) 1の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成30年 3 月26日午前10時30分  
イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂
  - (3) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
（ア）交付場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課  
（イ）交付期限 平成30年 3 月15日午後5時
- 4 契約条項を示す場所及び期限  
3の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説

明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

## 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

## 8 最低制限価格

設定する。

## 9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課

鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013

電話番号 0994-42-5101

ファックス番号 0994-44-3944

## 11 その他

(1) この入札は、この調達に係る平成30年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、平成30年4月1日に確定する。

.....

### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年3月2日

県立大島病院長 眞田純一

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
建築物の清掃サービス（県立大島病院（第1区）の清掃業務）
  - (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで
  - (4) 履行場所  
県立大島病院（第1区）
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条第1号、第5号、第6号及び第7号に該当しない者であること。
  - (3) 本県内に本社を有するものであること。
  - (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
  - (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
  - (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
  - (7) 1の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を6人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を4人以上配置することが可能であると認められる者であること。
  - (8) 1の(1)の清掃業務に従事する責任者として、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定によるビルクリーニング技能士である者であって、清掃業務の責任者として2年以上の経験を有する者を1人以上配置することが可能であると認められる者であること。
  - (9) 1の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成30年 3 月22日午後 2 時  
イ 場所 県立大島病院本院 2 階講堂
  - (3) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
（ウ） 交付場所 県立大島病院総務課  
（イ） 交付期限 平成30年 3 月15日午後 5 時
- 4 契約条項を示す場所及び期限  
3の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説

明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金  
免除する。

#### 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格  
設定する。

#### 9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立大島病院総務課  
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015  
電話番号 0997-52-3611  
ファックス番号 0997-53-9017

#### 11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成30年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、平成30年4月1日に確定する。

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年3月2日

県立大島病院長 眞田純一

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
建築物の清掃サービス（県立大島病院（第2区）の清掃業務）
  - (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで
  - (4) 履行場所  
県立大島病院（第2区）
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条第1号、第5号、第6号及び第7号に該当しない者であること。
  - (3) 本県内に本社を有するものであること。
  - (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
  - (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
  - (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
  - (7) 1の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を6人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を4人以上配置することが可能であると認められる者であること。
  - (8) 1の(1)の清掃業務に従事する責任者として、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定によるビルクリーニング技能士である者であって、清掃業務の責任者として2年以上の経験を有する者を1人以上配置することが可能であると認められる者であること。
  - (9) 1の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成30年 3 月22日午後 2 時  
イ 場所 県立大島病院本院 2 階講堂
  - (3) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
（ウ） 交付場所 県立大島病院総務課  
（イ） 交付期限 平成30年 3 月15日午後 5 時
- 4 契約条項を示す場所及び期限  
3の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説



明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金  
免除する。

## 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

## 8 最低制限価格 設定する。

## 9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立大島病院総務課

奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015

電話番号 0997-52-3611

ファックス番号 0997-53-9017

## 11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成30年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、平成30年4月1日に確定する。

.....

### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年3月2日

県立大島病院長 眞田純一

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
建築物の清掃サービス（県立大島病院（第3区）の清掃業務）
  - (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで
  - (4) 履行場所  
県立大島病院（第3区）
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条第1号、第5号、第6号及び第7号に該当しない者であること。
  - (3) 本県内に本社を有するものであること。
  - (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
  - (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
  - (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
  - (7) 1の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を6人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を4人以上配置することが可能であると認められる者であること。
  - (8) 1の(1)の清掃業務に従事する責任者として、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定によるビルクリーニング技能士である者であって、清掃業務の責任者として2年以上の経験を有する者を1人以上配置することが可能であると認められる者であること。
  - (9) 1の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成30年 3 月22日午後 2 時  
イ 場所 県立大島病院本院 2 階講堂
  - (3) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
（ウ） 交付場所 県立大島病院総務課  
（イ） 交付期限 平成30年 3 月15日午後 5 時
- 4 契約条項を示す場所及び期限  
3の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説

明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金  
免除する。

#### 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格  
設定する。

#### 9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立大島病院総務課  
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015  
電話番号 0997-52-3611  
ファックス番号 0997-53-9017

#### 11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成30年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、平成30年4月1日に確定する。

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年3月2日

県立始良病院長 山畑良蔵

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
建築物の清掃サービス（県立始良病院及び地域交流センターの清掃業務）
  - (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで
  - (4) 履行場所  
県立始良病院及び地域交流センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 2 年鹿児島県告示第 302号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条第 1 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号に該当しない者であること。
  - (3) 本県内に本社を有するものであること。
  - (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
  - (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の15に規定する基準を満たす者であること。
  - (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね 1 時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
  - (7) 1 の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を 8 人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に 2 年以上の経験を有する者を 5 人以上配置することが可能であると認められる者であること。
  - (8) 1 の(1)の清掃業務に従事する責任者として、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定によるビルクリーニング技能士である者であって、清掃業務の責任者として 2 年以上の経験を有する者を 1 人以上配置することが可能であると認められる者であること。
  - (9) 1 の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成30年 3 月23日午前10時  
イ 場所 県立始良病院第一会議室（リハビリテーション棟 1 階）
  - (3) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
（ア）交付場所 県立始良病院総務課  
（イ）交付期限 平成30年 3 月15日午後 5 時
- 4 契約条項を示す場所及び期限  
3 の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説

明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

## 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付，電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

## 8 最低制限価格

設定する。

## 9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立始良病院総務課

始良市平松6067番地 郵便番号 899-5652

電話番号 0995-65-3138

ファックス番号 0995-65-8044

## 11 その他

(1) この入札は、この調達に係る平成30年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、平成30年4月1日に確定する。

.....

### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年3月2日

県立薩南病院長 三枝伸二

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
建築物の清掃サービス（県立薩南病院の清掃業務）
  - (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで
  - (4) 履行場所  
県立薩南病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 2 年鹿児島県告示第 302号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条第 1 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号に該当しない者であること。
  - (3) 本県内に本社を有するものであること。
  - (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
  - (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の15に規定する基準を満たす者であること。
  - (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね 1 時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
  - (7) 1 の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を10人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に 2 年以上の経験を有する者を 6 人以上配置することが可能であると認められる者であること。
  - (8) 1 の(1)の清掃業務に従事する責任者として、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定によるビルクリーニング技能士である者であって、清掃業務の責任者として 2 年以上の経験を有する者を 1 人以上配置することが可能であると認められる者であること。
  - (9) 1 の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成30年 3 月26日午後 1 時30分  
イ 場所 県立薩南病院小会議室（2 階）
  - (3) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
（ア）交付場所 県立薩南病院総務課  
（イ）交付期限 平成30年 3 月14日午後 5 時
- 4 契約条項を示す場所及び期限  
3 の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説

明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金  
免除する。

#### 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札  
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札  
(4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札  
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札  
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
(7) 送付，電報又は電送の方法による入札  
(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札  
(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

#### 8 最低制限価格

設定する。

#### 9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立薩南病院総務課

南さつま市加世田高橋1968番地4 郵便番号 897-1123

電話番号 0993-53-5300

ファックス番号 0993-53-6764

#### 11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成30年度予算が成立しないときは実施しない。  
(2) この入札に係る契約は、平成30年4月1日に確定する。

.....

#### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年3月2日

県立北薩病院長 小寺顕一

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
建築物の清掃サービス（県立北薩病院の清掃業務）
  - (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで
  - (4) 履行場所  
県立北薩病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 2 年鹿児島県告示第 302号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条第 1 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号に該当しない者であること。
  - (3) 本県内に本社を有するものであること。
  - (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
  - (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の15に規定する基準を満たす者であること。
  - (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね 1 時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
  - (7) 1 の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を10人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に 2 年以上の経験を有する者を 6 人以上配置することが可能であると認められる者であること。
  - (8) 1 の(1)の清掃業務に従事する責任者として、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定によるビルクリーニング技能士である者であって、清掃業務の責任者として 2 年以上の経験を有する者を 1 人以上配置することが可能であると認められる者であること。
  - (9) 1 の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成30年 3 月26日午前10時  
イ 場所 県立北薩病院講堂（2 階）
  - (3) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
（ア）交付場所 県立北薩病院総務課  
（イ）交付期限 平成30年 3 月19日午後 5 時
- 4 契約条項を示す場所及び期限  
3 の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説



明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金  
免除する。

#### 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

#### 8 最低制限価格

設定する。

#### 9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立北薩病院総務課

伊佐市大口宮人502番地4 郵便番号 895-2526

電話番号 0995-22-8511

ファックス番号 0995-22-6783

#### 11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成30年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、平成30年4月1日に確定する。

## 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月2日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

鹿児島県人事委員会規則第1号

## 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和36年鹿児島県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第21条」に、「第23条―第27条」を「第22条―第24条」に、「第28条―第30条」を「第25条―第27条」に、「第31条―第33条」を「第28条―第30条」に改める。

第2条ただし書中「第27条まで、第31条及び第32条」を「第24条まで、第28条及び第29条」に改める。

第4条第1項中「及び昇任」を削り、同項中「第23条、第24条又は第27条」を「第22条」に改め、同項中「又は昇任のための競争試験（以下「昇任試験」という。）」及び「又は昇任候補者名簿」を削る。

第22条を削る。

第3章中第23条を第22条とし、第24条を削る。

第25条第1項中「採用又は昇任させよう」を「採用しよう」に改め、同条を第23条とする。

第26条中「とし、昇任の場合にあつては、さらに勤務成績が良好であることを要するもの」を削り、同条を第24条とする。

第27条を削る。

第4章中第28条を第25条とする。

第29条第3号中「又は昇任候補者」，「若しくは昇任候補者」及び「，採用候補者若しくは昇任候補者の数が採用し，若しくは昇任させるべき者の数に4人を加えた数に足りない旨の通知を受けた場合又は提示された者のうち当該採用若しくは昇任の志望者が5人に満たない場合で，人事委員会から他に適当な採用候補者若しくは昇任候補者がいない旨の通知を受けた場合」を削り、同条を第26条とし、第30条を第27条とする。

第31条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第23条第2号」を「第22条第2号」に改め、「及び第24条第2号から第5号までの規定に該当する警察官の階級上の職のうち警部、警部補及び巡査部長の職への昇任」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を削り、同項第6号を同項第4号とし、同項第7号中「第29条及び第30条」を「第26条及び第27条」に改め、同号を同項第5号とし、同条第2項中「昇任試験，」を「採用に係る」に改め、「及び昇任試験」を削り、同条第3項中「，昇任試験及び」を「及び採用に係る」に改め、第5章中同条を第28条とし、第32条を第29条とし、第33条を第30条とする。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の職員の任用に関する規則第22条第1項において読み替えて準用する同規則第9条の規定により作成された昇任候補者名簿（同規則第31条第1項第2号の規定により委任を受けた任命権者により作成されたものを含む。）であつて、この規則施行の際に現に効力を有するものに記載されている者の昇任については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月2日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

## 鹿児島県人事委員会規則第2号

鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則（昭和51年鹿児島県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第9号中「，昇任試験及び」を「及び採用に係る」に改める。

第8条の2第2号中「又は昇任」を削る。

第10条第14号中「，昇任試験及び」を「及び採用に係る」に改める。

第14条第1号を削り、同条第2号を次のように改め、同号を同条第1号とする。

(1) 採用候補者名簿の統合、採用候補者名簿からの削除、採用候補者名簿への復活及び採用候補者の提示の延期に関すること。

第14条第3号中「又は昇任」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号から第20号までを

1号ずつ繰り上げる。

第15条第2項第5号中「採用候補者名簿等」を「採用候補者名簿」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会公告

### 鹿児島県職員採用試験公告

平成30年度鹿児島県職員採用上級特別枠試験を次のとおり実施する。

平成30年3月2日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

#### 1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
行 政	10名	知事部局における事務

#### 2 受験資格

##### (1) 次に該当する者

ア 平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

イ 平成9年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者若しくは平成31年3月末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者

##### (2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

カ 現に公務員である者

#### 3 試験の方法、時期及び場所

##### (1) 第1次試験

試験日	試験地	試験種目	合格発表
平成30年4月22日（日）	鹿児島市	職務基礎力試験（教養試験，事務能力試験，適性検査（注1）），エントリーシート（提出書類）（注2）	平成30年5月10日（木）

（注1）適性検査の結果は、第2次試験の対象者のみ、第2次試験で実施する適性検査の結果と併せて第2次試験の参考とする。

（注2）エントリーシートは、第2次試験の面接試験においても使用する。

##### (2) 第2次試験

試験日	試験地	試験種目	合格発表
平成30年5月23日（水）から6月8日（金）	鹿児島市	事例式小論文，面接試験，適性検査	平成30年6月下旬

#### 4 受験申込手続等

##### (1) インターネットによる受験申込み

受付期間	平成30年3月14日（水）午前8時30分から同月27日（火）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとす。
受験申込方法	鹿児島県のホームページ（ <a href="https://www.pref.kagoshima.jp/">https://www.pref.kagoshima.jp/</a> ）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

## (2) 郵送又は持参による受験申込み

受験申込書 配布開始日	平成30年3月1日（木）
申込受付期間	平成30年3月14日（水）から同月29日（木）まで
受験申込書の 請求先	鹿児島県人事委員会事務局，県の各地域振興局総務企画部，各支庁総務企画部及び県外事務所等。ただし，郵送での請求は，鹿児島県人事委員会事務局のみで受け付ける。
受験申込方法	ア 受験申込書に必要事項を記入して提出すること。 イ 郵送の場合は，必ず簡易書留郵便にすること。
受験申込先	鹿児島県人事委員会事務局総務課

（注）本試験に申込みを行った者は，6月に実施する上級試験（全試験区分）に申込みはできない。

## 5 採用候補者名簿の作成方法

- (1) 最終合格者は，採用候補者名簿に成績順に登載される。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は，名簿確定の日から原則として1年間である。

## 6 給与

給与は，鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

平成30年3月1日時点に適用されている現行条例によれば，行政職給料表では，基準となる給料月額が179,700円となり，職務経験等のある場合には，この額に一定の基準で加算されることがある。このほか，通勤手当，住居手当，超過勤務手当，期末手当，勤勉手当等が，それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

## 7 その他

試験の詳細については，別に試験案内を交付する。

## 8 問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁（行政庁舎）12階

電話（直通）099-286-3893，099-286-3894